

附 則 (昭和四十六年四月一七日法務省令第三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十六年九月七日日法務省令第四三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十六年十一月二二日法務省令第五七号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年三月二五日日法務省令第一八号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年五月一二日日法務省令第三九号)	この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。
附 則 (昭和四十七年五月一九日日法務省令第四一号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年一〇月三二日日法務省令第六八号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十九年四月八日日法務省令第二八号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十九年五月一七日日法務省令第四二号)	この省令は、昭和四十九年五月二十日から施行する。
附 則 (昭和四十九年五月二八日日法務省令第四四号)	この省令は、昭和四十九年六月一日から施行する。
附 則 (昭和五〇年三月二七日日法務省令第一九号)	この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五〇年四月二日日法務省令第二一号)	この省令は、昭和五十年四月三日から施行する。
附 則 (昭和五〇年五月一六日日法務省令第三三号)	この省令は、昭和五十年五月十九日から施行する。
附 則 (昭和五〇年一二月二五日日法務省令第六七号)	この省令は、昭和五十年十二月二十九日から施行する。
附 則 (昭和五一年五月一〇日日法務省令第二六号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五二年三月一〇日日法務省令第九号)	この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五二年四月一八日日法務省令第三四号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五二年一二月一〇日日法務省令第六六号)	この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五二年一二月一五日日法務省令第六七号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年四月五日日法務省令第二三三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年五月二四日日法務省令第三五号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五四年四月四日日法務省令第二二三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六年五月二〇日日法務省令第三六号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六年八月三二日日法務省令第四五号)	この省令は、昭和五十六年九月七日から施行する。
附 則 (昭和五七年二月一九日日法務省令第五五号)	この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。
附 則 (昭和五八年四月五日日法務省令第一七号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五八年五月二五日日法務省令第二六号)	この省令は、昭和五十八年六月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年四月二一日法務省令第一四号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五九年六月二九日日法務省令第二六号)	この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年一一月七日日法務省令第四二二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六〇年四月六日日法務省令第一九号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六〇年九月二七日日法務省令第四四号)	この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。
附 則 (昭和六〇年一一月二二日日法務省令第四九号)	この省令は、昭和六十年十一月二十五日から施行する。
附 則 (昭和六一年三月二六日日法務省令第一七号)	この省令は、昭和六一年三月三十一日から施行する。
附 則 (昭和六一年四月五日日法務省令第二七号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六一年一〇月二〇日日法務省令第四四号) 抄	この省令は、昭和六十一年十月二十七日から施行する。
附 則 (昭和六二年三月二三日法務省令第一〇号) 抄	この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則 (昭和六二年五月二二日日法務省令第二八号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六三年四月八日日法務省令第一六号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六三年七月二七日日法務省令第三五号)	この省令は、昭和六三年八月一日から施行する。
附 則 (平成元年五月二九日日法務省令第二一号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二年六月八日日法務省令第二一号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三年三月二六日日法務省令第六号) 抄	この省令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則 (平成三年四月二二日日法務省令第九号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成四年四月一〇日日法務省令第一三三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成五年四月一日法務省令第一二二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成七年三月三〇日日法務省令第二四号)	この省令は、平成七年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年四月一日法務省令第二七号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年二月二四日日法務省令第七号) 抄	この省令は、平成十年三月二日から施行する。
附 則 (平成一〇年三月三〇日日法務省令第一四号) 抄	この省令は、平成十年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年四月九日日法務省令第二八号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年一一月一六日日法務省令第四九号)	この省令は、平成十年十一月三十日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部及び第三条並びに第四条の改正規定は同月二十四日から、第一条中別表長崎地方法務局の部及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定は同年十二月十四日から、第五条の改正規定は平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年三月三〇日日法務省令第一五号)	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月二八日法務省令第二〇号）抄
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年九月一四日法務省令第三四号）抄
この省令中第一条の規定は平成十二年九月十八日から、第二条、第三条及び第四条の規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日法務省令第三七号）抄
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法務省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年三月二二日法務省令第一九号）抄
この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月二二日法務省令第五四号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 第一条中別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日

附 則（平成二五年三月二六日法務省令第一八号）抄
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則（平成二五年四月一四日法務省令第三九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則（平成二五年四月一四日法務省令第四〇号）抄
この省令は、平成十五年五月十九日から施行する。

附 則（平成二五年九月二二日法務省令第六五号）抄
この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。

附 則（平成二五年一月二二日法務省令第七四号）抄
この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年二月二二日法務省令第八号）抄
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月二二日法務省令第一七号）抄
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一日法務省令第三二号）抄
この省令は、平成十六年四月八日から施行する。

附 則（平成二六年七月二七日法務省令第五二号）抄
この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月二七日法務省令第六四号）抄
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月六日法務省令第六八号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定 第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日

附 則（平成二六年一〇月二二日法務省令第六九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月二六日法務省令第七二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成二六年十一月一日法務省令第七五号）抄
この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一隠岐人権擁護委員協議会の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則（平成二七年一月二八日法務省令第七号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 から四まで 略

五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の部、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日

六 略
七 第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二十八日

八 第五条の規定 平成十七年四月一日

附 則（平成二七年二月二四日法務省令第一五号）抄
この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）の規定、第三条の規定による改正後の登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

附 則（平成二七年二月二八日法務省令第三二号）抄
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の部、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日

三 から五まで 略
六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の部の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日

七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の部、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の部、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の部及び宇都支局の部、大分地方法務局の部日田支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日

八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の部、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の部及び福岡法務局の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日

附 則（平成二七年三月二二日法務省令第四一号）抄
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則（平成一十七年三月二二日法務省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十七年三月三〇日法務省令第四五号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一十七年三月三一日法務省令第四六号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十七年四月一日法務省令第五三三号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一十七年四月一日法務省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十七年四月一日法務省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則（平成一十七年九月一日法務省令第八七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十七年九月二〇日法務省令第九〇号）
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一十七年九月二六日法務省令第九四号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部、土浦支局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、松本支局の部、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部、小松支局の部、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部、龍野支局の部、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中島山人権

擁護委員協議会の項、龍野人権擁護委員協議会の項及び武生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月一日

三 略
四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部、岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部、静岡地方法務局の部、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局の部、五島支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七條、第二十一条、第三十條及び第三十四條の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日

附 則（平成一十七年一〇月二七日法務省令第一〇三三号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部、同地方法務局の部、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

二 略
三 第一条中別表甲府地方法務局の部、都留支局の部、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八條及び第三十三條の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日

附 則（平成一十七年一二月七日法務省令第一〇四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十七年一二月二八日法務省令第一〇九号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、花巻支局の部及び二戸支局の部、福島地方法務局の部、同地方法務局の部及び相馬支局の部、宇都宮地方法務局の部、同地方法務局の部、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、同地方法務局の部、津地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局

の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九條の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二及び三 略
四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

附 則（平成一十八年一月三一日法務省令第八号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、水沢支局の部、水戸地方法務局の部、土浦支局の部及び宮崎地方法務局の部、延岡支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一條の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日

附 則（平成一十八年二月六日法務省令第一一号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三條、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三條の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附 則（平成一十八年三月二七日法務省令第二七号）
この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四條の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十八年三月三〇日法務省令第三〇号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一十八年三月三一日法務省令第三四号）抄
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一十八年七月三日法務省令第六四号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三條、第三十條、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三條の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附 則（平成一十八年七月一八日法務省令第六六号）
この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則（平成一十九年二月二三日法務省令第六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日

附 則（平成一九年九月四日法務省令第五二号）抄
この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九條の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委

の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九條の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二及び三 略
四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

附 則（平成一十八年一月三一日法務省令第八号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、水沢支局の部、水戸地方法務局の部、土浦支局の部及び宮崎地方法務局の部、延岡支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一條の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日

附 則（平成一十八年二月六日法務省令第一一号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三條、第三十條、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三條の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附 則（平成一十八年七月一八日法務省令第六六号）
この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二三日法務省令第六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日

附 則（平成一九年九月四日法務省令第五二号）抄
この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九條の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委

任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日

附 則 (平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号)

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一九日法務省令第六四号)

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二〇日法務省令第六五号)

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月四日法務省令第四〇号)

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同年二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月七日法務省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二九日法務省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則 (平成二〇年七月二四日法務省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月九日法務省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

附 則 (平成二〇年二月二五日法務省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九条及び第三十三条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日

附 則 (平成二二年二月五日法務省令第二号)

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一三日法務省令第四号)

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二七日法務省令第八号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同年二十七日から施行する。

附 則 (平成二二年九月一六日法務省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日

附 則 (平成二二年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日

附 則 (平成二二年二月二六日法務省令第四号)

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

附 則 (平成二二年三月二九日法務省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二日法務省令第二六号)

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四條第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附 則 (平成二二年九月二八日法務省令第三一号)

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二四日法務省令第四三三号)

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十

八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分に限る。)並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

附 則 (平成二二年一月二四日法務省令第四四号)

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

附 則 (平成二三年二月二五日法務省令第三号)

この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

二 略

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日

附 則 (平成二三年三月一八日法務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

附 則 (平成二三年四月一日法務省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二七日法務省令第一九号)

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中登記事務委任規則第三条の改正規定並びに第四条中別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び

[illegible]

太田人権擁護会	太田人権擁護会	前橋地方支局太田支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	松本人権擁護会	本長野地方支局松本支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	大阪第二人権守口大阪府の内	柏原人権擁護会	波神戸地方支局柏原支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
桐生人権擁護会	桐生人権擁護会	前橋地方支局桐生支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	木曾人権擁護会	野長野地方支局木曾支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	会	姫路人権擁護会	路神戸地方支局姫路支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		会	委員協議会	委員協議会
高崎人権擁護会	高崎人権擁護会	前橋地方支局高崎支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	木曾人権擁護会	木箱及び公証に関する管轄区域	大阪第三権豊中大阪府の内	加古川人権擁護会	古神戸地方支局加古川支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		会	護委員協議会	護委員協議会
中之条人権擁護会	中之条人権擁護会	馬前橋地方支局中之条支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	大町人権擁護会	大町長野地方支局大町支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	東大阪人権擁護会	北播人権擁護会	東神戸地方支局社支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
護委員協議会	護委員協議会		委員協議会		護委員協議会	委員協議会	委員協議会
富岡人権擁護会	富岡人権擁護会	前橋地方支局富岡支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	諏訪人権擁護会	諏訪長野地方支局諏訪支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	堺人権擁護会	龍野人権擁護会	つ神戸地方支局龍野支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
静岡人権擁護会	静岡人権擁護会	静岡地方支局及び藤枝支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	飯田人権擁護会	飯田長野地方支局飯田支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	富田人権擁護会	豊岡人権擁護会	岡神戸地方支局豊岡支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
沼津人権擁護会	沼津人権擁護会	静岡地方支局沼津支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	伊那人権擁護会	伊那長野地方支局伊那支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	護委員協議会	洲本人権擁護会	本神戸地方支局洲本支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
富士人権擁護会	富士人権擁護会	静岡地方支局富士支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	新淵人権擁護会	新淵新潟地方支局新淵支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	三島人権擁護会	委員協議会	奈良人権擁護会
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
下田人権擁護会	下田人権擁護会	静岡地方支局下田支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	新発田人権擁護会	新発田新潟地方支局新発田支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	乙訓人権擁護会	中和人権擁護会	原奈良地方支局中和支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
浜松人権擁護会	浜松人権擁護会	静岡地方支局浜松支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	護委員協議会	護委員協議会	城南人権擁護会	五條人権擁護会	五條奈良地方支局五條支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		護委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
掛川人権擁護会	掛川人権擁護会	静岡地方支局掛川支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	村上人権擁護会	村上新潟地方支局村上支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	園部人権擁護会	大津人権擁護会	津大津地方支局大津支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
袋井人権擁護会	袋井人権擁護会	静岡地方支局袋井支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	長岡人権擁護会	長岡新潟地方支局長岡支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	宮津人権擁護会	甲賀人権擁護会	賀大津地方支局甲賀支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
甲府人権擁護会	甲府人権擁護会	甲府地方支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	十日町人権擁護会	十日町新潟地方支局十日町支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	委員協議会	彦根人権擁護会	根大津地方支局彦根支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		護委員協議会		護委員協議会	護委員協議会	護委員協議会
峡南人権擁護会	峡南人権擁護会	梨甲府地方支局鰺沢支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	柏崎人権擁護会	柏崎新潟地方支局柏崎支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	舞鶴人権擁護会	長浜人権擁護会	浜大津地方支局長浜支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
巨摩郡	巨摩郡		南沼人権擁護会	南沼新潟地方支局南沼支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	福知山人権擁護会	和歌山人権擁護会	和歌山地方支局和歌山支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
士川	士川		護委員協議会	護委員協議会	護委員協議会	護委員協議会	護委員協議会
都留人権擁護会	都留人権擁護会	大月甲府地方支局大月支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	上越人権擁護会	上越新潟地方支局上越支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	神戸人権擁護会	田辺人権擁護会	田辺和歌山地方支局田辺支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
長野人権擁護会	長野人権擁護会	長野地方支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	糸魚川人権擁護会	糸魚川新潟地方支局糸魚川支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	西宮人権擁護会	御坊人権擁護会	御坊和歌山地方支局御坊支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		護委員協議会		護委員協議会	護委員協議会	護委員協議会
飯山人権擁護会	飯山人権擁護会	山形地方支局飯山支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	佐渡人権擁護会	佐渡新潟地方支局佐渡支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	伊丹人権擁護会	新宮人権擁護会	新宮和歌山地方支局新宮支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
委員協議会	委員協議会		委員協議会		委員協議会	委員協議会	委員協議会
上田人権擁護会	上田人権擁護会	上田地方支局上田支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	大阪第一権大阪大阪府の内	大阪第一権大阪大阪府の内	明石人権擁護会	明石人権擁護会	明石人権擁護会
委員協議会	委員協議会		護委員協議会		護委員協議会	護委員協議会	護委員協議会
佐久人権擁護会	佐久人権擁護会	佐久地方支局佐久支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	会	会	会	会	会
委員協議会	委員協議会		会		会	会	会

[illegible]

八雲人権擁護 委員協議会	江差	北海道 函館市	八雲支局の戸 籍及び公証に 関する管轄区 域
旭川人権擁護 委員協議会	旭川市	旭川市	旭川市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
名寄人権擁護 委員協議会	名寄市	名寄市	名寄市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
紋別人権擁護 委員協議会	紋別市	紋別市	紋別市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
留萌人権擁護 委員協議会	留萌市	留萌市	留萌市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
稚内人権擁護 委員協議会	稚内市	稚内市	稚内市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
釧路人権擁護 委員協議会	釧路市	釧路市	釧路市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
帯広人権擁護 委員協議会	帯広市	帯広市	帯広市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
北見人権擁護 委員協議会	北見市	北見市	北見市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
根室人権擁護 委員協議会	根室市	根室市	根室市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
高松人権擁護 委員協議会	高松市	高松市	高松市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
丸亀人権擁護 委員協議会	丸亀市	丸亀市	丸亀市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
観音寺人権擁 護委員協議会	観音寺市	観音寺市	観音寺市地 方支局の戸 籍及び公証に 関する管轄区 域
徳島人権擁護 委員協議会	徳島市	徳島市	徳島市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
阿南人権擁護 委員協議会	阿南市	阿南市	阿南市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
美馬人権擁護 委員協議会	美馬市	美馬市	美馬市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
高知人権擁護 委員協議会	高知市	高知市	高知市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
香美市人権擁 護委員協議会	香美市	香美市	香美市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
須崎人権擁護 委員協議会	須崎市	須崎市	須崎市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域
安芸人権擁護 委員協議会	安芸市	安芸市	安芸市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄区 域

四万十人権擁 護委員協議会	四万十市	四万十市	四万十市地 方支局の戸 籍及び公証に 関する管轄 区域
松山人権擁護 委員協議会	松山市	松山市	松山市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄 区域
大洲人権擁護 委員協議会	大洲市	大洲市	大洲市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄 区域
西条人権擁護 委員協議会	西条市	西条市	西条市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄 区域
四国中央人権 擁護委員協議 会	四国中央市	四国中央市	四国中央市 地方支局の 戸籍及び公 証に関する 管轄区域
今治人権擁護 委員協議会	今治市	今治市	今治市地方 支局の戸籍 及び公証に 関する管轄 区域
宇和島人権擁 護委員協議会	宇和島市	宇和島市	宇和島市地 方支局の戸 籍及び公証 に関する管 轄区域
東京都人権擁 護委員連合会	東京都	東京都	東京都
神奈川県人権 擁護委員連合 会	神奈川県	神奈川県	神奈川県
埼玉県人権擁 護委員連合会	埼玉県	埼玉県	埼玉県
千葉県人権擁 護委員連合会	千葉県	千葉県	千葉県
茨城県人権擁 護委員連合会	茨城県	茨城県	茨城県
栃木県人権擁 護委員連合会	栃木県	栃木県	栃木県
群馬県人権擁 護委員連合会	群馬県	群馬県	群馬県
静岡県人権擁 護委員連合会	静岡県	静岡県	静岡県
山梨県人権擁 護委員連合会	山梨県	山梨県	山梨県
長野県人権擁 護委員連合会	長野県	長野県	長野県
新潟県人権擁 護委員連合会	新潟県	新潟県	新潟県
大阪府人権擁 護委員連合会	大阪府	大阪府	大阪府
京都府人権擁 護委員連合会	京都府	京都府	京都府
兵庫県人権擁 護委員連合会	兵庫県	兵庫県	兵庫県
奈良県人権擁 護委員連合会	奈良県	奈良県	奈良県
滋賀県人権擁 護委員連合会	滋賀県	滋賀県	滋賀県
和歌山県人権 擁護委員連合 会	和歌山県	和歌山県	和歌山県
愛知県人権擁 護委員連合会	愛知県	愛知県	愛知県
三重県人権擁 護委員連合会	三重県	三重県	三重県
岐阜県人権擁 護委員連合会	岐阜県	岐阜県	岐阜県
福井県人権擁 護委員連合会	福井県	福井県	福井県
石川県人権擁 護委員連合会	石川県	石川県	石川県

富山県人権擁 護委員連合会	富山県	富山県	富山県
広島県人権擁 護委員連合会	広島県	広島県	広島県
山口県人権擁 護委員連合会	山口県	山口県	山口県
岡山県人権擁 護委員連合会	岡山県	岡山県	岡山県
鳥取県人権擁 護委員連合会	鳥取県	鳥取県	鳥取県
島根県人権擁 護委員連合会	島根県	島根県	島根県
福岡県人権擁 護委員連合会	福岡県	福岡県	福岡県
佐賀県人権擁 護委員連合会	佐賀県	佐賀県	佐賀県
長崎県人権擁 護委員連合会	長崎県	長崎県	長崎県
大分県人権擁 護委員連合会	大分県	大分県	大分県
熊本県人権擁 護委員連合会	熊本県	熊本県	熊本県
鹿児島県人権 擁護委員連合 会	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県
宮崎県人権擁 護委員連合会	宮崎県	宮崎県	宮崎県
沖縄県人権擁 護委員連合会	沖縄県	沖縄県	沖縄県
宮城県人権擁 護委員連合会	宮城県	宮城県	宮城県
福島県人権擁 護委員連合会	福島県	福島県	福島県
山形県人権擁 護委員連合会	山形県	山形県	山形県
岩手県人権擁 護委員連合会	岩手県	岩手県	岩手県
秋田県人権擁 護委員連合会	秋田県	秋田県	秋田県
青森県人権擁 護委員連合会	青森県	青森県	青森県
札幌市人権擁 護委員連合会	札幌市	札幌市	札幌市
函館市人権擁 護委員連合会	函館市	函館市	函館市
旭川市人権擁 護委員連合会	旭川市	旭川市	旭川市
釧路市人権擁 護委員連合会	釧路市	釧路市	釧路市
香川県人権擁 護委員連合会	香川県	香川県	香川県
徳島県人権擁 護委員連合会	徳島県	徳島県	徳島県
高知県人権擁 護委員連合会	高知県	高知県	高知県
愛媛県人権擁 護委員連合会	愛媛県	愛媛県	愛媛県